

岡崎市福祉基金条例

昭和54年 3月26日

条例第14号

改正 昭和58年 6月30日条例第18号

(岡崎市博物館建設基金条例及び岡崎市福祉基金条例の一部を改正する条例第2条)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、福祉に必要な経費の財源に充てるため、福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる資金は、用途を限定しない福祉に関する指定寄附金によるものとする。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に受け入れられるものとする。

(基金の一部の処分)

第5条 市長は、福祉に必要な経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年 4月 1日から施行する。

附 則(昭和58年 6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。